

## 和泉市建設工事合併入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市が発注する建設工事について、輻輳を避け円滑で適正な建設工事を実施することを目的とし、複数の請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る競争入札を一つの案件として行うこと（以下「合併入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(合併入札)

第2条 合併入札は、複数の工事のうち主たる工事（以下「本体工事」という。）及び従たる工事（以下「関連工事」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 本体工事及び関連工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本体工事及び関連工事の施工者が異なる場合に著しい支障が生じること、又は瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本体工事及び関連工事の施工場所が同一であること。
- (4) 本体工事及び関連工事の工種が同一であること。
- (5) 本体工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の手続き)

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、本体工事を発注しようとする予算担当課は、関連工事を発注しようとする予算担当課と調整の上、その旨を合併入札依頼書(別記様式)に記載の上、契約担当部署に提出するものとする。

(実施の決定)

第4条 合併入札の適否については、前条の規定に基づき提出のあった工事について、第2条各号及びコスト削減、工期短縮その他合理化、効率化の視点から審査の上、契約担当部署が決定する。

(設計金額の算出等)

第5条 合併入札における設計金額（以下「合併入札設計金額」という。）は、本体工事及び関連工事の設計金額の合計額とする。この場合において、重複する間接工事費に係る経費を調整することが必要なときは、当該調整を行った上で設計金額を算出するものとする。

- 2 前項で定める経費の調整について、当初発注時又は変更契約時等の積算は、国土交通省土木工事標準書第1編総則第4章「随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について」の「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」に準じて行うものとし、積算された経費調整額は関連工事の設計で一括処理することとする。
- 3 合併入札における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）については、本体工事及び関連工事のそれぞれの予定価格を設定し、併せて合併入札予定価格を設定

する。

4 合併入札予定価格、最低制限価格（以下「合併入札最低制限価格」という。）、入札書（以下「合併入札書」という。）は、次の方法により算定する。

(1) 合併入札予定価格は、本体工事及び関連工事の予定価格の合計金額とする。

(2) 合併入札最低制限価格は、本体工事及び関連工事の最低制限価格の合計金額とする。

(3) 合併入札書への記載の金額は、本体工事及び関連工事の合計金額とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない金額とする。

(積算内訳書)

第6条 合併入札に係る積算内訳書については、本体工事及び関連工事のそれぞれの積算内訳書を作成し、併せて内訳書合計表を作成し、それぞれに住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、本市へ登録の使用印又は実印を鮮明に押印の上、提出しなければならない。ただし、入札要領等により特に指示のあった場合は、その指示のあった方法による。

2 積算内訳書の記載の金額は、消費税等を含まない額とする。

3 積算内訳書及び内訳書合計表の提出がない入札、積算内訳書及び内訳書合計表に不備がある入札、又は合併入札書記載金額と内訳書合計額に相違がある入札は無効とする。

(落札者の決定)

第7条 合併入札による落札者は、合併入札予定価格の制限の範囲内の価格で合併入札最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、本体工事及び関連工事それぞれの積算内訳書に記載の合計金額が、当該工事の最低制限価格以上で予定価格以下でなければならない。

なお、本体工事及び関連工事それぞれの積算内訳書記載の合計金額が当該工事の最低制限価格を下回った場合、又は予定価格を超えた場合の応札は失格とする。

(契約金額の算定)

第8条 本体工事及び関連工事の契約金額は、前条の落札金額とせず合併入札落札金額を合併入札時に提出した各工事の積算内訳書に記載の合計金額によって分割し、その額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額として、各々別個の工事として請負契約を締結する。

(配置技術者等)

第9条 本体工事及び関連工事に配置する技術者は、本体工事及び関連工事で求める資格が同一であれば、同工種に限り同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、本体工事と関連工事の契約金額の合計が建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者は専任の者でなければならない。また、本体工事と関連工事の下請負契約の請負代金の合計が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者の資格を有するものを配置しなければならない。

2 本体工事及び関連工事に配置する現場代理人は前項の技術者と兼ねることができるものとする。

(入札結果等の公表)

第10条 入札結果等の公表については、落札者についてのみ電話連絡するものとし、他の入札参加者については市ホームページ及び契約担当部署の窓口で公表するものとする。

(契約の手続き)

第11条 契約は、本体工事及び関連工事それぞれで契約書を作成し締結する。

2 落札者決定以降の契約締結に関する事務は、契約担当部署で取り扱うものとする。

(予定価格と議会の議決)

第12条 和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条で定める金額については、本体工事と関連工事のそれぞれで設計された金額に基づき算出したそれぞれの予定価格の金額により判断する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成29年6月16日)

この訓令は、令達の日から施行する。

契約担当課長 あて

## 合併入札依頼書

下記の工事について、和泉市建設工事合併入札実施要綱第2条に該当するため、同要綱第3条の規定に基づき入札執行を依頼します。

本体工事予算担当課長

### 記

#### 1. 概要

(本体工事： 予算担当課 \_\_\_\_\_)

- ・ 工事名称 \_\_\_\_\_
- ・ 設計金額 \_\_\_\_\_
- ・ 工期 \_\_\_\_\_
- ・ 工種 \_\_\_\_\_
- ・ 施工場所 \_\_\_\_\_
- ・ 予算額・科目 \_\_\_\_\_

(関連工事： 予算担当課 \_\_\_\_\_)

- ・ 工事名称 \_\_\_\_\_
- ・ 設計金額 \_\_\_\_\_
- ・ 工期 \_\_\_\_\_
- ・ 工種 \_\_\_\_\_
- ・ 施工場所 \_\_\_\_\_
- ・ 予算額・科目 \_\_\_\_\_

#### 2. 経費調整の調整

( 済 ・ 未 )

#### 3. 合併入札を適用する理由

\_\_\_\_\_